



旭川市報道依頼

各報道機関様

City of Design
ASAHIKAWA

KJ00397036

2025年1月17日

発信課	環境部 環境指導課
担当者	矢吹 健一
連絡先	電話 直通25-6369／内線5218
	F A X 26-7654
	E-mail kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日程	令和7年1月17日 ~
発表項目 (行事名)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分について
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	令和7年1月17日付け行政処分。 詳細は別紙の添付資料を参照。
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

H : ■ S : □ D :

令和7年1月17日付け行政処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定により、次の事業者に対して不利益処分を行いました。

被処分者の名称及び代表者の氏名

被処分者の名称：株式会社イハラ

代表者の氏名：長内 直樹

許可の種類

一般廃棄物収集運搬業の許可

許可の番号

一般廃棄物収集運搬業：第250039号

許可年月日

一般廃棄物収集運搬業：令和5年8月2日

事業の範囲

一般廃棄物収集運搬業（伐採後の木の根、枝、ぼさに限定）

処分の内容

一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し

処分の理由及び根拠となった条文

被処分者の役員（代表取締役及び取締役）が、法の規定に違反したことにより罰金の判決を受け、その刑が確定した。

これにより被処分者は、法第14条第5項第2号ニ（欠格要件）に該当し、法第14条の3の2第1項第2号（許可の取消し）の規定により、令和7年1月8日、北海道から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しの処分を受けた。

このことにより被処分者は、法第7条第5項第4号ホ（欠格要件）に該当するため。